平成 23 年 1 月 20 日

各位

会社名　株式会社ハドソン
代表者名 代表取締役執行役員社長 石塚 通弘
（コード：4822 JASDAQ スタンダード）
問合せ先 執行役員管理本部長　石垣 誠一
(TEL. 03-6439-4622)
会社名　コナミ株式会社
代表者名 代表取締役社長 上月 景正
（コード：9766　東証第一部、ﾆｭｰﾖｰｸ、ﾛﾝﾄﾞﾝ）
問合せ先 執行役員 山地　康之
(TEL. 03-5770-0075)

コナミ株式会社と子会社(株式会社ハドソン)との株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

コナミ株式会社（以下「コナミ」といいます。）と株式会社ハドソン（以下「ハドソン」といいます。）は、平成 23 年 1 月 20 日開催の両社の取締役会において、コナミを完全親会社、ハドソンを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、本日、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本株式交換は、平成 23 年３月８日開催予定のハドソンの臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成 23 年４月１日を効力発生日として行う予定です。また、会社法第 796 条第３項の規定に基づき、コナミは株主総会の承認を受けない簡易株式交換として行う予定です。なお、本株式の効力発生日に先立ち、ハドソンの普通株式は株式会社大阪証券取引所　JASDAQ 市場において、平成 23 年３月 29 日付けで上場廃止(最終売買日３月 28 日）となる予定です。

１．本株式交換の目的

コナミは、平成 13 年７月に発表したハドソンとの戦略的資本・業務提携以来、技術面やコンテンツを含め、互いに独自性を尊重しつつ、経営資源の相互利用を進めてまいりました。ハドソンは、オンライン・モバイル分野において豊富な企画力を新機軸で打ち出す形のビジネス展開力に強みを持っており、一方で、コナミグループは、主にデジタルエンタテインメント事業におけるグループ内の豊富なコンテンツを様々なカテゴリーで広く多面展開する総合力に強みを持っており、幅広い分野で成功を収めてまいりました。

昨今、デジタルエンタテインメント事業において、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「ＳＮＳ」といいます。）の成長が著しい中、ゲーム業界に新たなビジネスチャンスが広がってきております。特にインターネットメディア市場では、高機能携帯端末(スマートフォン)の人気が高まり、今後もスマートフォン向けコンテンツの提供機会は増大していくものと考えられます。また、ＳＮＳの活況にみられるように、ソーシャルゲームなどの新ネットサービスへの参入は、新たなユーザー層の獲得及びコンテンツの多面的展開の機会ともなります。

コナミはＳＮＳ分野において、ソーシャルゲーム事業で成功の兆しが見えてきており、一部のコンテンツにおいては既にユーザー様から高い評価をいただいていることから、経営資源をこの分野へより一層注力することを検討しております。一方で、ハドソンは、早期からネットワーク・コンテンツ関連事業へ主軸をシフトし、主に音楽系コンテンツを中心に独自の企画力を発揮し、新機軸のモバイルサイトを業界で先駆けて立ち上げ、モバイル業界を牽引してまいりましたが、現状は経営基盤を更に拡充するための取組みを続けております。

このような市場環境に適切に対応するべく、ますます成長が期待されるＳＮＳ事業に両社の経営資源を集中することが、両社の更なる発展に繋がると判断いたしました。今後、コナミ及びハドソンは従来の連結子会社化を通じた協業体制のみならず、より一層の事業・組織再編を含めたグループ経営の機動性を確保するとともに、将来の持続的成長を遂げるためにも経営資源を確実性の高い分野に投入してい

くことが重要であると考えております。また、高機能携帯端末(スマートフォン)の人気が高まり、今後はスマートフォン向け事業の成長が見込まれる中、高いゲーム演出や制作技術を有するコナミグループのノウハウと、優れた企画力・機動力を持つハドソンの強みを融合する機会がますます増大することを見込んでおります。

本株式交換による完全子会社化は、グループ内の機動的な制作体制・運営体制の構築を図るものです。コナミグループはより強固な経営基盤を整え、更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

２．本株式交換の要旨

（１）本株式交換の日程

平成 23 年 1月 20 日	株式交換契約承認取締役会(両社)
平成 23 年 1月 20 日	株式交換契約締結
平成 23 年 1月 20 日(予定)	監理銘柄(確認中)指定日(ハドソン)
平成 23 年 1月 21 日(予定)	株式交換契約承認臨時株主総会基準日公告日(ハドソン)
平成 23 年 2月 5日(予定)	株式交換契約承認臨時株主総会基準日(ハドソン)
平成 23 年 3月 8日(予定)	株式交換契約承認臨時株主総会開催日(ハドソン)
平成 23 年 3月 8日(予定)	整理銘柄指定日(ハドソン)
平成 23 年 3月 28 日(予定)	最終売買日(ハドソン)
平成 23 年 3月 29 日(予定)	上場廃止日(ハドソン)
平成 23 年 4月 1日(予定)	株式交換実施予定日(効力発生日)

（注）コナミは、会社法第 796 条第３項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、本株式交換契約についてコナミの株主総会決議による承認を受けないで、本株式交換を行う予定です。なお、今後、本株式交換手続を進める中で本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等には、両社間で協議し合意のうえ、日程、手続、又は条件等を変更する場合があります。

（２）本株式交換の方式

コナミを完全親会社、ハドソンを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、コナミについては会社法第 796 条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続によりコナミの株主総会決議による承認を受けないで、また、ハドソンについては平成 23 年３月８日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で、平成 23 年４月１日を効力発生日として行う予定です。

（３）本株式交換に係る割当ての内容

	コナミ （株式交換完全親会社）	ハドソン （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	１	０．１８８
本株式交換により交付する株式数	普通株式：２，４９２千株（予定）	

（注１） 株式の割当比率

ハドソンの普通株式１株に対して、コナミの普通株式 0.188 株を割当て交付します。なお、本株式交換実施前において、コナミは、ハドソンの発行済株式総数の 53.99%を所有しております。また、コナミが保有する自己株式 7,447 千株の一部を本株式交換による株式の割当てに使用し、新株式の発行はいたしません。なお、コナミ、ハドソンともに上記数値は平成 23 年１月１日現在の発行済み株式数及び自己株式数を元に計算しております。

（注２） 本株式交換により交付するコナミの株式数

コナミは本株式交換により、2,492 千株を割当て交付する予定です。なお、ハドソンは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第１項に定める反対株主の株式買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、ハドソンによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注３） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、コナミの単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる株主が新たに生じることが見込まれます。特に、所有されているハドソンの普通株式が 100 株未満であるハドソンの株主の皆様は、コナミの単元未満株式のみを所有することとなる

見込みであり、ハドソンの全株主数の１割超の株主（平成 23 年１月１日現在のハドソンの株主名簿による割合であり、現在は異なる可能性があります。）が該当するものと思われます。単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、コナミの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれては、コナミの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（100 株未満の株式の売却）
会社法第 192 条第１項の規定に基づき、コナミの単元未満株式を所有する株主の皆様がコナミに対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）
会社法第 194 条第１項及びコナミの定款の定めに基づき、コナミの単元未満株式を所有する株主の皆様がコナミに対し、所有されている単元未満株式と合わせて１単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

（注４）　１株に満たない端数の処理
本株式交換に伴い、コナミの普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなるハドソンの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条に従い、１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いたします。

（４）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
ハドソンは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

（５）その他
①本株式交換契約の解除等
本株式交換契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、コナミ又はハドソンの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、コナミ及びハドソンが協議のうえ、本株式交換の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除して本株式交換を中止することができることとされています。
また、本株式交換契約の締結日からハドソンによる本株式交換の承認に関する臨時株主総会の招集通知発送日又は効力発生日までの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、又は本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生した場合には、本件株式交換契約の効力が当然に失効することがあります。

②基準日設定
コナミは、本株式交換に係る株式買取請求権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年２月５日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、上記株式買取請求権を行使することができる株主とする予定です。

３．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（１）算定の基礎
本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、コナミはプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「ＰｗＣ」といいます。）を、ハドソンはアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下「Ｅ＆Ｙ」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。
ＰｗＣは、コナミ株式及びハドソン株式がそれぞれ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式（平成 23 年 1 月 19 日を算定基準日として、算定基準日以前の１ヵ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各期間の出来高加重平均値及び株価終値平均値）を採用して算定を行いました。
加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF 方式を採用して算定を行いました。
ＰｗＣによる本株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（コナミ株式の１株あたり株式価値を１とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております。）。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.165～0.218
DCF 方式	0.161～0.225

ＰｗＣは、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであ

ることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別に各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社より得た財務予測に関する情報については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ＰｗＣによる株式交換比率の算定は、平成 23 年 1 月 19 日までの情報と経済条件等を反映したものであります。

なお、ＰｗＣによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、Ｅ＆Ｙは、コナミ株式については、コナミが東京証券取引所に上場していることから市場株価法（平成 23 年 1 月 14 日を算定基準日として、算定基準日終値、算定基準日までの 1 週間、3 週間、1 ヶ月間、2 ヶ月間、及びコナミの平成 23 年 3 月期第 2 四半期の決算発表日である平成 22 年 11 月 4 日から算定基準日までの各期間における終値平均）を採用して算定を行いました。また、本株式交換がコナミの事業継続を前提としており、将来のキャッシュフローに基づく評価を行うべきとの判断から DCF 法を採用して算定を行いました。

ハドソン株式については、ハドソンが大阪証券取引所に上場していることから、市場株価法（平成 23 年 1 月 14 日を算定基準日として、算定基準日終値、算定基準日までの 1 週間、3 週間、1 ヶ月間、2 ヶ月間、及びハドソンの平成 23 年 3 月期第 2 四半期の決算発表日の翌営業日である平成 22 年 10 月 29 日から算定基準日までの各期間における終値平均）を採用して算定を行いました。また、本株式交換がハドソンの事業継続を前提としており、将来のキャッシュフローに基づく評価を行うべきとの判断から DCF 法を採用して算定を行いました。

Ｅ＆Ｙによる本株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（コナミ株式の 1 株あたり株式価値を１とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております。）。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.16～0.20
DCF 法	0.16～0.22

なお、Ｅ＆Ｙは、本株式交換比率算定にあたり検討した公開情報及び両社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、Ｅ＆Ｙは、両社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、両社の経営陣の予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、Ｅ＆Ｙは、独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しております。また、Ｅ＆Ｙによる株式交換比率の算定は、平成 23 年 1 月 14 日までの情報と経済条件等を反映したものであります。

（２）算定の経緯

コナミ及びハドソンは、上記第三者算定機関から提供を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記２．（３）の株式交換比率は両社株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された各社の取締役会において承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決議いたしました。なお、DCF 方式の採用にあたっては、両社の事業計画等を慎重に勘案しており、また事業計画自体にも大幅な増減益が見込まれていないことを確認しております。

（３）算定機関との関係

算定機関であるＰｗＣ及びＥ＆Ｙのいずれも、コナミ及びハドソンから独立しており、コナミ及びハドソンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（４）上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である平成 23 年４月１日をもってハドソンはコナミの完全子会社となり、完全子会社となるハドソンの株式は、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 23 年３月 29 日に上場廃止（最終売買日は平成 23 年３月 28 日）となる予定です。

上場廃止後は大阪証券取引所においてハドソン株式を取引することはできません。

本株式交換は、上記１．のとおり、ハドソンをコナミの完全子会社とすることによって、両社の企

業価値の向上を図ることを目的とし、ハドソンの普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、ハドソンの普通株式は上場廃止となる予定です。
本株式交換の対価として交付されるコナミの普通株式は、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）、ロンドン証券取引所（以下「LSE」といいます。）に上場されているため、本株式交換後においても、本株式交換によりコナミの単元株式数である100株以上のコナミの普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所、NYSE、LSEにおいて取引が可能であり、株式の流動性は確保されるものと考えております。
本株式交換に伴いコナミの単元株式数である100株未満の普通株式を所有することとなる株主の皆様におかれては、取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、コナミの単元未満株式の買取制度及び買増制度をご利用いただくことができます。この取り扱いの詳細に関しましては、上記２.（３）（注３）をご参照ください。
また、本株式交換に伴い、１株に満たない端数の割当てを受けることとなる場合の取り扱いの詳細に関しましては、上記２.（３）（注４）をご参照ください。
なお、ハドソンの株主の皆様は、最終売買日である平成23年３月28日（予定）までは、大阪証券取引所において、その所有するハドソン株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

（５）公正性を担保するための措置
コナミは、本日現在、ハドソンの発行済み株式総数の53.99%を所有していることから、本件株式交換に際して交付する金銭の公正性・妥当性を確保するため、両社は上記３.（１）「算定の基礎」に記載のとおり、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関にハドソンの株式価値算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として検討・交渉・協議を行い、その結果合意された交換対価により本株式交換を行うことを、平成23年１月20日開催の取締役会で決議しました。なお、ハドソンは、Ｅ＆Ｙから、「ハドソンの少数株主にとって、一定の範囲内において財務的見地から妥当である。」として、交換対価が公正である旨の意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。コナミは、「フェアネス・オピニオン」を取得しておりません。
また、ハドソンは法務アドバイザーとして木下総合法律事務所を選任し、本株式交換の法的な観点から本株式交換の適切な手続き及び意思決定の方法・過程等について助言を得ております。コナミは法務アドバイザーとして三井法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続き及び意思決定の方法・過程等について助言を受け、①株式交換比率の決定プロセスは公正性が確保されていると認められ、②本株式交換の目的、従来からの両社の取引関係、企業価値向上の蓋然性等を考慮すれば、本株式交換の決定手続きは、ハドソンの少数株主にとって不利益とならないよう配慮されている旨の意見を取得しております。

（６）利益相反を回避するための措置
コナミは、本日現在、ハドソンの発行済株式総数の53.99%を所有しており、ハドソンはコナミの子会社に該当することから、本日開催のハドソンの取締役会においては、利益相反を回避する観点から、ハドソンの取締役のうち、コナミの取締役を兼務している取締役五代友和は、本株式交換に関する協議、交渉及び決議には参加しておりません。当該取締役会においては、上記１名を除くハドソンの取締役全員が出席し、本株式交換について慎重に検討しました。その結果、本株式交換がハドソンの経営基盤の強化、今後の事業体制の構築に寄与するものであるとともに、本株式交換に際して交付される金銭その他の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換を承認する旨を出席取締役全員の賛同を得て決議しております。また、コナミの取締役会においては、利益相反を回避する観点から、コナミの取締役のうち、ハドソンの取締役を兼務している取締役五代友和は、本株式交換に関する協議、交渉及び決議には参加しておりません。

４．本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社 （平成 22 年３月 31 日）	株式交換完全子会社 （平成 22 年３月 31 日）
（１）名称	コナミ株式会社	株式会社ハドソン
（２）所在地	東京都港区赤坂９丁目７番２号	東京都港区赤坂９丁目７番１号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　上月　景正	代表取締役社長　石塚　通弘
（４）事業内容	娯楽事業と健康事業を通じたグループの経営戦略・経営管理	携帯電話及びネットワーク･ユーザー、家庭用ゲーム機に供給する一般消費者向けゲーム等のコンテンツ制作・販売
（５）資本金	47,399 百万円	5,064 百万円
（６）設立年月日	昭和 48 年３月 19 日	昭和 48 年５月 18 日
（７）発行済株式数	143,500,000 株	28,821,000 株
（８）決算期	３月末日	３月末日
（９）従業員数	5,708 人	496 人
(10) 主要取引先	株式会社コナミデジタルエンタテインメント、 Konami Gaming, Inc.、 株式会社コナミスポーツ＆ライフ、 ＫＰＥ株式会社	Hudson Entertainment , Inc.
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、 株式会社三菱東京 UFJ 銀行、 住友信託銀行株式会社、 株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社三井住友銀行、 株式会社三菱東京 UFJ 銀行、 株式会社北洋銀行
(12) 大株主及び持株比率	財団法人上月スポーツ・教育財団 10.24% コウヅキホールディング 9.43% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7.47% 日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社 (信託口) 7.47% コウヅキキャピタル株式会社 4.90% 株式会社三井住友銀行 2.88% 資産管理サービス信託銀行株式会社 2.64% JP モルガン証券株式会社 2.09% シービーエヌワイユーエムビーファンド 1.25% 三菱 UFJ 証券株式会社 1.06%	コナミ株式会社 53.99% 大阪証券金融株式会社 2.24% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.80% バークレイズ キャピタル セキュリティーズ ロンドン ケイマン クライアンツ 1.42% 株式会社 SBI 証券 1.10% 任天堂株式会社 1.04% モルガン スタンレー アンド カンパニー インターナショナル ピーエルシー 0.91% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 0.65% ゴールドマンサックスインターナショナル 0.58% 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） 0.52%

(13) 当事会社間の関係	
資本関係	コナミは、ハドソンの普通株式（発行済株式総数の 53.99%）を保有しております。
人的関係	コナミの取締役１名がハドソンの取締役を兼任しております。
取引関係	ハドソンは、コナミの子会社である株式会社コナミデジタルエンタテインメントへゲームソフトを販売しております。
関連当事者への該当状況	ハドソンは、コナミの連結子会社であり関連当事者に該当します。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	コナミ（連結）			ハドソン（連結）		
	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
連結純資産	187,083	183,539	189,231	7,850	9,593	9,406
連結総資産	319,248	301,670	298,198	10,182	12,642	11,441
1 株当たり連結株主資本（円）	1,330.88	1,338.46	1382.16	－	－	－
1 株当たり連結純資産（円）	－	－	－	408.58	499.31	326.42
連結売上高	297,402	309,771	262,144	17,427	18,692	16,040
連結営業利益	33,839	27,361	18,664	2,717	3,001	1,023
連結経常利益	－	－	－	2,654	3,016	1,016
連結当期純利益	18,345	10,874	13,314	2,902	1,742	641
1 株当たり連結当期純利益(円)	133.63	79.30	99.76	151.06	90.67	22.25
1 株当たり配当金（円）	54.00	54.00	54.00	－	27.50	10.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

５．株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
（１）名称	コナミ株式会社
（２）所在地	東京都港区赤坂９丁目７番２号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　上月　景正
（４）事業内容	娯楽事業と健康事業を通じたグループの経営戦略・経営管理
（５）資本金	47,399 百万円
（６）決算期	3 月末日
（７）純資産	現時点では確定しておりません
（８）総資産	現時点では確定しておりません

６．会計処理の概要

本株式交換は、コナミによるハドソンの少数株主からの子会社株式の追加取得に該当します。

なお、現時点では、米国会計基準に基づくコナミの連結財務諸表上、のれん（又は負ののれん）は発生しない見込みです。

７．今後の見通し

コナミは本株式交換によりハドソンの完全親会社となり、本株式交換によるコナミ及びハドソンの業績に与える影響は、連結及び個別とも軽微であると見込んでおります。

８．支配株主との取引等に関する事項

コナミは、ハドソンの発行済株式総数の 53.99%の株式を保有しており、本株式交換は、ハドソンにとって支配株主との取引等に該当します。

ハドソンは、親会社であるコナミ及びそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況に無く、一定の独立性が確保されていると認識しています。また、コナミ及びそのグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

ハドソンは、本株式交換においても、上記経営の独立性を確保し、さらに上記３．（５）「公正性を担保するための措置」及び（６）「利益相反を回避するための措置」の施策により公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているため、本株式交換は、ハドソンの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものと判断しております。また、支配株主との間で利害関係を有しない木下総合法律事務所より、本株式交換によりハドソンがコナミの完全子会社となる手続きを行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を入手しております。

（参考）コナミの当期連結業績予想及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結当期純利益
当期業績予想 （平成 23 年 3 月期）	285,000	24,500	13,500
前期実績 （平成 22 年 3 月期）	262,144	18,664	13,314

（単位：百万円）

以上